

	文書分類	回 覧 処 分					
	M・5・ 1・8	会 長	副会長	副会長	事務局長	係 長	係 員
月 日	保存種別						
	永 久						

第 25 期川崎町農業委員会

令和 5 年 9 月総会議事録

期 日 令和5年9月8日(金)

場 所 川崎町役場庁舎
2階 入札室

令和5年9月8日開催、川崎町農業委員会臨時総会を川崎町役場庁舎2F入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後19時00分

2、出席委員(9人)

1番 田所 義信	2番 中島 隆	
4番 西山 一郎	5番 松江 勇治	6番 宗吉 弘行
		9番 大内田 峰夫
	11番 山下 理江	12番 原 健治
13番 横田 裕子		

3、欠席委員(4人)

3番 藤川 航
7番 星野 宗広
8番 中村 明
10番 原口 友博

農地利用最適化推進委員(1名)

材木 幸信

4、本会事務局 事務局長 中村 竜輔 係長 三浦 竜治

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 ●●番 ●●、 ●●番 ●●

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他

事務局長 皆さんこんばんは。農繁期のお忙しい中お集まりいただきまして
ありがとうございます。ただいまから令和5年9月の農業委員
会 長 会総会を開催いたします。田所会長御挨拶をお願いいたします。
いよいよ稲刈も始まりまして、なかなか忙しかと思います。気温
はですね、ここ二、三日から若干下がってきて日中もそんなに暑
いというような感じではないですけど、それにしてもまだ30度
を超えることもございますので、熱中症について十分注意して
いただきたいと思います。私自身が日曜日に稲刈りをして、ちょっと熱中症
になりかけたというようなことがありますので、熱中症について
は十分注意していただきたいと思います。
今日は夜の総会ということでございますが、スムーズに進むよう
にご協力をお願いしたいと思います。

事務局長 田所会長ありがとうございました。
出欠の連絡です●●委員より欠席の連絡をいただいております。
あと●●副会長が十分ほど遅れるという連絡をいただいております。
それで現在のところ13名中8名の出席でありますので、
定足数に達しており本総会は成立しております。
また推進委員は●●推進委員が欠席連絡をいただいております
6名中5名の出席であります。
これより議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の
規定により会長をお願いいたします。

議 長 議事に入ります。議事日程、議事録署名委員の決定について議題
といたします。議事録署名委員は議長において指名することに御
異議ありませんか。（異議なし）
異議なしと認め、議事録署名委員は●●番、●●委員、●●番を
●●委員、お願いいたします。
では議事に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請番号1につい
て、事務局説明方お願いします。

事務局係長 はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につい
て、番号、1、申請人、譲受人、住所、川崎町大字田原●●番
地、氏名、●●、年齢、71、家族構成から耕作面積、農機具の
状況までは省かせていただきます。
譲渡人、住所、川崎町大字田原●●番地、氏名、●●、年齢、
87、家族構成、人員、4、農主、1、農従、なしです。
自作地は、山林原野を含んで1,105㎡、貸付地が6,306㎡と
なっております。合計7,411㎡です。農機具の状況は、トラク
ター、コンバイン、田植機、噴霧器、刈払機などです。
土地の所在、大字、田原、字、射場迫、地番、●●番ほか合計7
筆、地目、畑と原野と田んぼで、地積が488㎡ほか合計
7,411㎡となっております。通作時間は車で10分で、申請理由と
しては、●●氏より息子の●●さんへの生前一括贈与となってい
ます。
8月31日に●●委員さんと、●●委員さんとで現地の確認に行

議 長 き ました。2 ページに位置図、3 ページに航空写真をつけてま
すので、よろしくお願いいたします。

●●委員 事務局の説明が終わりました。現地確認した●●委員、補足説明
をお願いします。

議 長 はい。6 月 31 日に現地確認してまいりました。
現地のほうはちゃんと耕作をされており、息子さんへの贈与とい
うことで、特に問題ないかと思われます。以上です。

議 長 今事務局及び、●●委員の補足説明が終わりました。質疑がある
方挙手をお願いいたします。（質疑なし）

事務局係長 ございませぬか。
ではお諮りします。議案第 1 号番号 1 について、承認すること
に賛成の方は挙手をお願いいたします。
（賛成多数）
ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第 1 号番号
1、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり
承認といたします。
続きまして、議案第 1 号、番号 2 と番号 3 については、関連が
ありますので一緒に審議したいと思います。
では事務局説明方お願いします。

事務局係長 はい。では、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請
について、番号、2、申請人、譲受人、住所、田川市大字猪国 2
●●番地の●●、氏名、有限会社●●、代表取締役、●●、年齢
から家族構成にかけては、企業ですので省かせていただきます。
耕作面積は、田川市での耕作面積になってます。合計 17,124
㎡あります。農機具の状況は、トラクター、コンバイン、田植
機、噴霧器、刈払機等があります。

譲渡人、田川市大字猪国 2916 番地、氏名、●●、年齢、
73、家族構成、人員、2、農主、1、農従ありません。自作地が
1,036 ㎡で合計 1,036 ㎡となっています。農機具の状況はトラク
ター、コンバイン、田植機、噴霧器、刈払機等です。

土地の所在、大字、田原、字、向原、地番、●●番●●、地目、
田、地積、1,036 ㎡、通作時間、車で 10 分、申請理由として
は、●●氏が、ちょっともう農作業が厳しいということで、●●
のほうへ自分の農地を売買という形で名義変更されるということ
になっています。

続きまして、番号、3、申請人、譲受人、田川市大字猪国●●番
地の●●、氏名、有限会社●●、代表取締役、●●、これも企業
ですので年齢から家族構成について、耕作面積については、番号
2 と同じですので省略させていただきます。

譲渡人、川崎町大字田原●●番地、氏名、●●、年 齢、78、
人員、1、農主、農従はいません。自作地もありません。貸付地
が 3,192 ㎡、合計 3,192 ㎡です。農機具は持っていません。
土地の所在が、大字、田原、字、鳥越、地番、●●番、地目、
田、地積が 3,192 ㎡、通作時間、車で 10 分、申請理由は、売

買です。

これも、今まで、平成30年頃より、●●氏がですね、●●氏の田んぼを小作してたんですけども、●●氏が●●のほうへ売買することに伴って、●●氏の土地のほうも、●●のほうに売買したいということになったそうです。

この件も8月31日にですね、●●委員と●●委員とで現地確認に行ってきました。6ページに位置図、7ページに航空写真をつけていますので、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま事務局の説明が終わりましたが現地確認に立った●●委員、補足説明をお願いします。

●●委員

8月31日に、現地確認に行っていました。

どちらも、今、●●さんがしっかりと管理されており、特に問題ないかとは思いますが、以上です。

議 長

事務局の説明及び●●委員の補足説明が終わりました。質疑のある方挙手をお願いします。（質疑なし）

ございませんか。ないようですのでお諮りします。

議案1号、番号2及び番号3について承認することに賛成の方挙手をお願いします。

（賛成多数）

はい、ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第1号番号2及び番号3、農地法3条の規定による許可申請については原案どおり承認といたします。

続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局係長

はい。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、番号、1、譲受人、住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、譲渡人、住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、土地の所在、大字、川崎、字、日焼、地番、●●番●●ほか合計2筆、登記地目、田、地積、391㎡ほか、合計600㎡となっております。

申請理由としては、贈与で、申請目的は資材置場兼仮植場ということになっています。

この件は、父、●●氏から子供の●●氏への贈与ということで、●●氏の会社である●●の資材置場にするということで、8月29日に、●●委員と●●委員とで現地確認に行きました。9ページに位置図、10ページに航空写真、11ページに現地現況写真をつけていますので、よろしく願いいたします。

議 長

はい、事務局の説明が終わりました現地確認した●●委員補足説明をお願いします。

●●委員

はい、8月の29日に●●委員と執行部2名で確認したんですけども、資材置場の周囲におきましても問題ないというふうに確認しましたので、特に問題はございません。以上です。

議 長

事務局の説明及び●●委員の補足説明が終わりました。

質疑のある方、挙手を願います。

●●委員

はい。地目は田ですが、この写真を見ると、田には見えませんが、どういうことでしょうか。

事務局長

はい、御指摘のとおり地目は田で現況はとても田に見えない状況でございます。ここは20年以上前からもう現況の状態にして、飯塚農林のほうからも指摘があり、その辺（地権者の）注意が足りずにいわゆる、違法転用というか、事前転用していたということで顛末書の添付をいただいております。以上です。

議長

いいですかね。ほかにないですか。

ないようですので議案第2号番号1について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成多数）

はい、ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第2号、番号1、農地法第5条第1項による許可申請について、原案どおり承認とし、県へ進達いたします。

その他に入ります。その他の案件はありますか。

事務局係長

はい。御手元に資料を一部配付させていただいております。

田川支部管内農業委員・農地利用適格化推進員さんの研修会が、10月12日木曜日、朝9時から11時15分まで開催されます。場所は、田川青少年文化ホールです。申込み締切りが9月の25日月曜日までとなっておりますが、（出欠連絡は）ぎりぎりまで待つのは何ですので、出来たら早めの、9月の20日ぐらいまでに連絡いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長

（皆さん）いいですかね。田川地区管内の農業委員及び農地利用適格化推進委の研修会ということで、せんだって、田川地区の農業委員会会長会議の中で提案がありまして、10月の農繁期に入るけど、午前中に終わりたいということで、時期的に農繁期で忙しいかも分らんけど、10月12日に開催したいということでございます。そういう中で特に今回、新人として農業委員、あるいは適格化推進委員になられた方については、ぜひこの講習会を受けていただきたいと、いうふうに思っております。

そういうことで10月12日の研修会参加の返事を、9月20日までに事務局のほうに連絡していただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

その他、ないですか。

事務局長

はい。その他ということで資料のほうをですね議案と一緒に送付させていただいております。

前回の総会の際にもお諮りしたんですけども、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想案川崎町についての意見照会ということで、今回はこの案が精査されてなかったということで、きちんと精査してから、もう一度諮るよふにということでしたので、今回再度、意見照会をさせていただきます。

事前に送付させていただいた構想の中で、まず最初に、この法改正に基づく加筆、削除、修正内容、についての赤字のところで

ね、赤字に対する御意見、があればいただきたい。
まずそれを諮っていただきたいというのと、それから、そのほかのところ、その他のところで、御指摘あれば、御指摘いただきたい、というところで、以上2点、まず赤字修正のところの御意見をいただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

議長

今、事務局長のほうから御説明ありましたが、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の赤字で書いたところでありますが、これに対しての御質問等がありましたら挙手お願いしたいというふうに思います。

●●委員

ちょっと読ませていただいて、ちょっと気になったのはですね、「農業協同組合」とそれから「JA たがわ」っていうのが、「JA 組織」とかですね、そういったちょっと混在してるような気がしました。何か所かありましたので、そこは統一したほうがいいと思います。

事務局長
議長

御指摘ありがとうございます。
ほかにいいですか、またよく読んでいただいてまた次回でも御指摘があれば出していただきたいと思います。お願いします。

事務局長

どうもありがとうございます。今回の赤字の部分の、修正の部分は、法改正に基づく、もう県内統一された、修正か所でございますので、これ赤字のところはもしかしたら（見落としが）あるかもしれませんが、問題はないかなというふうにも思っております。その他（赤字以外）のところですね、文言であったりとか、表記の仕方とかが統一されてないのは確かにあると思いますので、その点についてはまた随時、御指摘いただければと思います。どうもありがとうございました。

議長

それでは農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想についてはいいですかね。

事務局長

その他ありますか。

はい。総会が終わった後に、田原地区の委員さん、ちょっと残っていただきたいと思います。一筆調査の割り振りを御相談をしたいと思いますので、お配りいただくところにですね、相談をさせていただきたいと思います。残っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長

はい、ほかに。

●●委員

（御挨拶）

議長

他には。

●●委員

今現在ね、身元不明の農地が結構あるんですね、全国で大体25%なんだよね全国統計したところ、日本の場合。

財産放棄したところとか宙ぶらりんになった土地とかを、利用権を前の人から引き継ごうとすると、裁判とかでいろいろ問題があって、それをすると1年かかるよね。

その間に、利用権の設定が切れるき、再度設定するときは1年後ぐらいになってんなる状況が今出てきようき、そこんところちょっ

事務局長

と把握していいと思うんやけどね、今後のことを考えたら。御指摘ありがとうございます。現在、遊休農地とかですね農地パトロールをしていただいて、所有者がつかまらないとか連絡がとれないというところが多いと思います。そういうところは、当然、御指摘のとおり把握しておくべきだと思いますので、ちょっとどうい方法があるかというのはまだこの場では分かりませんが、できる限り把握するように努めたいと思います。以上です。

議長

(その他) いいですかね。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。

次回の総会は10月10日、やはり夜7時から開催いたしますので、時間の間違いのないようお願いいたします。

以上をもちまして川崎町農業委員会9月総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

閉会 19時30分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

●● 番委員 _____ .

●● 番委員 _____ .

議長 _____ .